

水害による災害廃棄物処理の留意点について

平成29年7月6日
環境省九州地方環境事務所

災害発生直後からの水害廃棄物の対応について、留意すべき事項を以下のとおり簡単にとりまとめました。今後の取組の参考として活用下さい。

【災害直後】

- ・災害発生後、被災地域での壊れた家屋等の災害廃棄物の撤去・搬出が始まる。
- ・発生した各種災害廃棄物については、
 - ①平時の当該自治体の分別による分類を基本としつつ、
 - ②畳、布団はそれぞれ分けて分別すること。
 - ③土嚢袋に入れた土砂・生木類は分別すること。
 - ④衛生面から生ごみ及び紙おむつ等は仮置き場に絶対に持ち込まない。

(これらは非被災地域の通常の一般廃棄物と同様に通常の廃棄物として処理を行う望ましい。)

を原則とすることが望ましい。
- ・また、これらの情報は被災地域住民やボランティアへの周知を図るため、町内会や市のWebサイト等を活用し情報提供することが望ましい。

【仮置き場設置】

- ・仮置き場の現状復旧は、必要最低限の範囲内しか認められないため、できるだけ舗装された場所に仮置きし、廃棄物の「めり込み」や、汚水の浸透を防止する。
- ・また、仮置き前に必ず舗装面を写真撮影しておき、仮置き前からの破損か仮置きによる破損か区別できるようにしておく。
- ・やむなく舗装されていない場所に仮置きする場合には、敷鉄板やシートを敷設するが、その場合は、必ず枚数が確認(カウント)できる写真を撮っておくこと。(無舗装の場合も仮置き前の写真は撮影しておくこと。)
- ・敷鉄板に限らず、処理完了に伴い撤去される仮設物等は数量が確認できるように写真を残すこと。(フェンス、重機、水中ポンプ等)
- ・便乗ごみを防ぐため、フェンス等で区切られている場所を仮置き場にすることが望ましい。夜間には重機等で入り口を閉鎖や、ダミーの監視カメラを設置する等の対策を講じることが望ましい。
- ・近隣市町村の中でいち早く仮置き場を設置した場合、口コミで情報が広まり、他市町村から廃棄物が持ち込まれるケースがあるため、免許証等で被災地域からの搬入か否か判別で

きる方策を検討する。

【廃棄物の取扱い】

(自動車等)

・水につかったハイブリッド車や電気自動車、太陽光パネル等は感電の危険性があるため、所有者であっても近づかないよう指導するとともに、車両解体業者等、専門知識を持った業者と連携して移動すること。

(畳)

・水に浸かった畳を分別した後、一カ所に集積した場合、内部のい草が発酵し火災が発生する恐れがある。

・分別集積する際は一カ所で大きな山のような集積とならないよう注意する。悪臭の原因となるため、早めに業者に処理を委託することが望ましい。

(土砂・泥)

・仮置場に搬入した、災害廃棄物に混入している泥は乾燥後飛散するため、粉じんが周辺住民等からの苦情になりやすい。

・住民が排出する場合は土嚢に詰めて排出するようお願いするとともに、保管にはフレコンバックへの詰め替えやブルーシートをかける等の対策が望ましい。

(ふとん、衣類)

・長期間水に浸かると重くなるので、可燃物と混合して保管しないことが望ましい（水分を含んだ布団や衣類は破碎が難しく、燃えにくい。）。

・さらに、乾燥しても脆く・ちぎれやすくなるため、人手・重機での処理が難しくなる。災害廃棄物として排出される場合はあらかじめ干しておく等の取組をお願いする。

【災害廃棄物補助金】

・被害状況、廃棄物の収集運搬状況、廃棄物の量、廃棄物の仮置き状況、処理状況が確認できるような写真を可能な限り多く撮影しておくこと。

・トイレのくみ取り費用の2分の1が補助対象となるが、くみ取り前とくみ取り後の写真がないと減額される場合があるため、必ずデジカメで撮影しながら作業を実施する。

・浄化槽汚泥のくみ取り費用は補助対象とならないので留意する。（浄化槽の修理に伴うくみ取りであって、くみ取り費用を含めた一基当たりの修理費用が施設復旧の補助限度額を満たす場合は補助対象となる。）

・被災前から廃棄物であったと考えられる明らかな便乗ごみ、例えばブラウン管テレビ、タイヤ等は補助対象とならないため留意する。

・家電4品目は可能な限り家電リサイクルルートで処理を行う。（補助対象。）